

【オンラインシンポジウム】

今こそ難民保護法の創設を！

長期入管収容の解消を目的に設置された法務省第7次出入国管理政策懇談会における収容・送還に関する専門部会での議論を経て、退令忌避罪と仮放免逃亡罪の導入、難民申請中の送還停止効の一部撤廃などの法改正が、長期入管収容の根本的な原因がどこにあるのかの検証もなされないままに進められようとしています。

アフガン難民申請者の一斉収容や瀋陽事件の後に国民議論を経て成立した2004年改正入管法、インバウンド増加に伴う難民認定申請者の急増に対応するために設置された2014年難民認定制度に関する専門部会での動きを振り返り、2020年7月に発表された収容・送還に関する専門部会の提言も検討しつつ、いま真に行うべき改正、難民の包括的な保護を規定した難民保護法の成立に向けて議論します。

＜日時＞

2020年10月2日（金） 18:00～20:30

＜プログラム＞

1. 発表 大橋毅氏（弁護士、全難連世話人）
「2004年法改正の前後の動き」（仮題）
2. 発表 渡邊彰悟氏（弁護士、全難連代表、2014年難民認定制度に関する専門部会委員）
「2014年難民認定制度に関する専門部会と提言の実施状況」（仮題）
3. コメント 石橋通宏氏（参議院議員、難民問題に関する議員懇談会会長）
4. コメント 阿部浩己氏（明治学院大学国際学部学部長・教授、難民審査参与員）
- 5 質疑応答

＜要事前申込み＞

本シンポジウムへの参加をご希望される方は、[参加登録フォーム](https://forms.gle/nS9z3M2ExruvpXJF8)
[<https://forms.gle/nS9z3M2ExruvpXJF8>] から前日までにお申込みください。
(数日前になりましたらシンポジウムへのアクセス情報等をお送りいたします。)

参加費：無料

主催：



全国難民弁護士
連絡会議

Japan Lawyers Network for Refugees